

中津川市公立病院機能検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中津川市公立病院の今後の機能及びあり方を検討するため、中津川市公立病院機能検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 市の医療ビジョン（病床機能の再編）の明確化
- (2) 地域医療構想及び中津川市の医療ビジョンに基づいた計画（新公立病院改革プラン、第二次中津川市公立病院中長期計画、第二次中津川市地域保健医療計画の統合的な実施計画）の審議
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、顧問及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員会の顧問及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 顧問 恵那医師会長
 - (2) 顧問 恵那保健所長
 - (3) 委員 中津川市民病院 病院長
 - (4) 委員 坂下病院 病院長
 - (5) 委員 中津川市民病院 副病院長
 - (6) 委員 坂下病院 副病院長
 - (7) 委員 企画部長
 - (8) 委員 健康福祉部長
 - (9) 委員 病院事業部長

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、委員会の所掌事務を進めるため、作業部会を設置する。

- 2 作業部会の部会長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 作業部会は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 恵那保健所健康増進課長
 - (2) 病院事業部次長
 - (3) 病院機能調整監
 - (4) 企画部次長兼企画財務課長
 - (5) 政策推進課長
 - (6) 行政管理課対策官
 - (7) 健康医療課長
 - (8) 市民病院総務人事課長
 - (9) 市民病院医事課長
 - (10) 坂下病院事務長
 - (11) 坂下病院医事課長
 - (12) 市民病院企画経営課長
 - (13) その他病院事業部各課 課長補佐1名
- 4 部会長が必要と認めるときは、作業部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 その他作業部会の運営について必要な事項については、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、病院事業部企画経営課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。